税制のEBPMに関する専門家会合（第９回）終了後の記者会見議事録
日　時：令和８年11月10日（火）16時20分～
場　所：財務省第３特別会議室

〇事務局

昨日、資料の説明については室長から事前に説明してもらっているので、私から細かく説明することはせずに、今日の委員や先生の御意見を中心に御紹介したいと思っています。資料で簡単に、特にポイントだというところだけ、重複するかもしれないですが、お伝えします。

資料（証９－１）につきましては２ページ目のところで、昨日も御質問が出ていたと聞いたのですが、賃上げ促進税制の減収額が本年９月１日の第７回の専門家会合に出していた金額よりも少し大きくなっていまして、ここの数字は、仮に廃止をすれば、計算上、繰越控除の額を入れて計算することになりますので、年末に使う数字はこの数字がベースになるので、アップデートさせてもらっています。

賃上げ促進税制のところは、21ページ目のところで、１社当たりの中央値で見ると約24万円というところで少額にとどまっているというところをデータ上紹介させてもらっているのと、23ページ目で、本年９月の専門家会合でバンチングがないというところは財務省から提示していまして、これは色々反響を呼んだのですが、今回、中小企業租特がテーマということですので、小規模企業で見てどうかというのを新しく追加して見ていまして、それで見てもバンチングがないということも大事なデータだと思っています。

24ページ目は、今日の議論の一番メインは、割とテクニカルな内容ではあるのですが、中企庁の方は差の差分析をもってして政策の効果があるという御主張をされているので、それに対しての財務省の反論というところで用意した資料になっています。適用企業と非適用企業をグルーピングで分けて分析しているのですが、財務省の見方としては、適用企業というものがそもそも賃上げ要件を満たしている企業ということになって、賃上げをできている体力のある企業が対象になっているので、それが経年で追って賃上げが高くなることは当然あり得るし、その差を取ってもあまり政策効果としての分析になっていないのではないかと思って見ています。

25ページ目は、欠損法人でも半数近くが賃上げをやっている状況になっていますので、これは足下で人手不足状況といったもので欠損法人でも賃上げをやらざるを得ない状況になっているというのがデータ上も明らかなので、何かしら減税で後押しするような状況ではないのではないかと考えているデータです。

軽減税率の方については、33ページ目で、KPIで１社当たり売上高がまだ低い、リーマンショック前に戻っていないので延長要望が出ているといったところで、これが中企庁の方の根拠になっているのですが、34ページ目で財務省の見方を示していますが、

小規模企業の社数が増えているといったところで全体の平均値を押し下げているだけなのだろうと。小規模法人も資本金1,000万円未満で比較すれば、売上高の平均は増えているというところをデータで見せています。

36ページ目は、軽減税率の対象は、ピンクの線の企業ですけれども、ここは財務基盤の強化という目的を考えると、自己資本比率は大企業並みを上回っているぐらいに回復しているので、あまりそこに対して政策支援が必要と思えないし、そこより自己資本比率が低い企業は軒並み所得がゼロかマイナスのところに集中しているので、減税で対応ができない企業がまだ財務基盤が弱い対象として残っているといったところもデータで紹介しております。

対して、中企庁の方はDID分析をブラッシュアップして資料を出していまして、彼らが努力してやっていたのは、資料（証９－２）の５ページ目で傾向スコア分析というのをやっていまして、業種とか資本金、2023年度の１人当たり売上高、2013年度の給与といったところをサンプリングを近づけて、適用企業と非適用企業の性質を類似のものにすることによって、政策効果といったところの差を証明していきたいというふうに出しております。他にも色々とテクニカルな分析が幾つか追加されて出ていたのですが、委員からそれに対しての議論をいただいたところでありました。議論の中身で、委員や先生の指摘としては、総論の部分もコメントがかなり出ていたのですが、時間の都合上、中小租特の見直しのところに絞って御紹介したいと思っています。

冒頭でお伝えしないといけないと思ったのが、神山先生からの御指摘で、これは議論を振り返ると、中企庁が説明されたDID分析のところが今回はかなり大きい対立点になったのですが、委員の先生方の総意としては、これは瑕疵がある分析であるといった見方で共通していたということです。これは神山先生のコメントそのままですが、財務省が指摘したように、適用企業と非適用企業をグルーピングで分けて比較しても、そもそも適用企業は賃上げしている企業を指しているわけですから、そうした企業において賃上げ率が高まっているというのはトートロジーにすぎないでしょうと。特に、分析に瑕疵がありますねということはちゃんと対外的に伝えてほしいということを言っていまして、議事録以外にプレスの方を含めて説明する方法を何かしら事務局に考えてほしいとの御指摘がありました。私からは委員の先生の総意として、中企庁の分析は瑕疵があるし、疑義があるといった見方が総意だったということは、記者会見でもきちんと説明します、とお伝えしましたので、今回冒頭でお伝えしておく次第です。

つまりは、中企庁が説明されたDID分析については委員の先生からは瑕疵があるし、疑義があるといった見方が総意だったわけでして、この分析内容を支持する方は一人もいなかったという点になります。

また、個別のコメントをお伝えしていくと、熊谷委員の御指摘については、賃上げ税制については中央値で見ると１社当たり約24万円ということですので、経営に大きなインパクトがないのではないかというお話。DIDの分析については、このグルーピング

の分け方では意味がある分析にならないであろうということで、賃上げ税制はもう廃止すべきであるとおっしゃっていました。

軽減税率について、中小企業の構成状況も変わっているし、財務状況も変わっているということですので、存続することは不適当であろうというお話。

投資促進税制につきましては、Ａ類型というところの要件を強化すべき、ないしは控除率を引き下げるといったことを考えたほうがいいのではないかと。Ｅ類型については緩和する余地があるので、そういったことをしてもいいのではないかという話がありました。

佐藤特別委員は、DIDの傾向スコア分析については、合わせ方の基準、そのやり方がちょっと粗いということをおっしゃっていました。

伊芸先生からは、同趣旨だったと思いますが、DIDの傾向スコア分析で４つの傾向を取り上げていますが、これは少な過ぎるという御指摘がありました。

細野先生からは、こちらのDID分析についてはセレクションバイアスがかかってしまうので、政策評価に過大なバイアスが生じてしまうことになると。また、バンチングとDIDというのは、分析の対象が全然違いますねと。バンチングというのはどういった行動変容が出ているかということを見るものでありますし、DID分析というのは利用企業、適用企業に対してどれぐらいの平均値での効果が生じているかというのを見るものであって、特に行動変容を見るということを目的にはしていないと。そこの２つを切り分けて見ないといけないし、そもそもDIDでは行動変容は見られないといったことに注意しないといけませんねという御指摘がありました。

防衛的賃上げのところについてのコメントで、今、人手不足になっているという状況で、皆、防衛的賃上げをやらざるを得ない状況になっているので、それを支えるということは必要がないし、雇用の流動性ということをむしろ重要視したほうがいいのではないかという御指摘がありました。

奥平委員からは、DID分析の方につきまして、こちらは2024年度に賃上げ税制を使っているというところをもともと適用企業として抽出しているわけですけれども、こちらは賃上げをやっている、1.5%以上上げているという企業がそもそもの対象になるので、疑似相関が生まれるし、それは分析としては瑕疵がある。推定として提出するということは取り下げるべきであるという、割と厳しい御意見を言われていました。

宮本先生ですが、欠損企業の半数が賃上げをしている状況だということですので、これは背景には人手不足とかインフレの状況というものがあるので、税制が何か後押しする状況ではないのではないかと。

あとは細野先生と同じ意見ですということで、防衛賃上げの部分については、そういった企業については市場から退出していくということが必要ではないのかとおっしゃっていました。

DID分析については、やはり情報バイアスがあるといったことで、特にバンチングが

あるかないかというところが行動変容を見る分析としては有用なので、こちらの結果としてバンチングがないので、政策効果ということには疑問を持たざるを得ないということ。デフレ下では旗印としての存在意義があったと思うが、現況のインフレ下にあっては歴史的役割を終えたと言っていいのではないか、といったことを言われていました。今回、最優先して廃止を検討すべきものであるとの御意見でした。

軽減税率については、特に財務省資料（証９－１）の36ページ目、財務基盤強化の弱いところに対しての効果はないですねといった御指摘がありました。

國枝先生は、奥平委員と同様とおっしゃっていまして、DID分析の限界のところを同意見ということで御指摘をしていまして、バンチングの方で政策効果は見るべきであるとおっしゃっていました。

軽減税率については、中企庁が、売上高が伸びていないというところをもってしてデータを示したり、税制の存続理由にしているのですけれども、そもそも売上高が伸びていないということは、ゾンビ企業の延命税制になってしまっているのではないかという御意見を言われていました。

中空委員は、中小企業税制についてメリハリをつけて考えていくべきだという御意見。

片桐先生は、賃上げ税制について、役割を終えているので廃止が適当であろうという御意見です。

伊集特別委員は、軽減税率について、ヨーロッパの方でもそういった軽減税率というのをやっているのは少数派なので、特例だけではなくて、本則の見直しを含めて見直しが必要ではないかとおっしゃっていました。

神山先生の御意見は、冒頭に伝えた内容です。

武田特別委員は、DIDの分析で、中企庁の努力には感謝するが、中身についてはまだ改善する必要があるだろうという話と、政策を打つ段階できちんとEBPM分析を念頭に置いてデータ収集をできる体制をつくっていくことが必要であろうというお話。

増井特別委員は、賃上げ税制について費用対効果があるというような分析はいまだに示されていないと理解しているという御意見があったところです。

これで発言された委員や先生全員の御意見は私の方から御紹介したところでありまして、私からは以上です。

〇記者

広報のところですけれども、国民への広報もそうだと思うのですが、今後どういうふうに政策が決定されていって、その理由としてどう生かされていくかということだと思うのですが、例えば、明日、自民党の税制勉強会があるやに聞いていますが、そこで議員への今回のEBPMの説明はどういうふうにされていくかというところは、どうお考えでしょうか。

〇事務局

党税調の議論の中で、政府税調でこういう議論がありましたといったところは御紹介していきたいと思っていますので、なるべく早い段階のところで、今回の会議資料を使ったり、委員の先生はこういう御意見であったといったことは説明していきたいと思っています。

［閉会］